

別紙 1 〇

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の改正案

| 項 目                | 現 行  | 改 正 案  |
|--------------------|--|--|
| 1 訪問看護基本療養費（1日につき） | <p>注7 利用者について、次のいずれかに該当する場合は所定額は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合についてはこの限りではない。</p> <p>ハ 他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護を受けている場合</p>   | <p>注7 利用者について、次のいずれかに該当する場合は所定額は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合についてはこの限りではない。</p> <p>ハ 他の訪問看護ステーション（注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については、他の2つの訪問看護ステーション）から現に指定訪問看護を受けている場合</p>  |
| 2 訪問看護管理療養費        | <p>注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た訪問看護ステーションが、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡体制にある場合（指定訪問看護を受けようとする者の同意を得た場合に限る。）には、24時間連絡体制加算として、所定額に1月につき2,500円を加算する。</p> | <p>注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た訪問看護ステーションが、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡体制にある場合（指定訪問看護を受けようとする者の同意を得た場合に限る。）には、24時間連絡体制加算として、所定額に1月につき2,500円を加算する。<u>ただし、他の訪問看護ステーションにおいて24時間連絡体制加算を算定している場合は、算定しない。</u></p> |

4 指定訪問看護を受けようとする者が主治医の所属する保険医療機関等又は介護老人保健施設（当該指定訪問看護を行う指定訪問看護事業者以外の者が開設するものに限る。）に入院中又は入所中である場合において、その退院又は退所に当たって、当該訪問看護ステーションの看護婦等（准看護婦及び准看護師を除く。）が、当該主治医又はその所属する保険医療機関等又は介護老人保健施設（当該指定訪問看護を行う指定訪問看護事業者以外の者が開設するものに限る。）の職員とともに、当該指定訪問看護を受けようとする者又はその看護に当たっている者に対して、居宅における療養上必要な指導を行った場合には、初日の指定訪問看護が行われたときに、イの所定金額に2,800円を加算する。

### 3 訪問看護情報提供療養費

注 訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該利用者の居住地を管轄する市町村等に対して、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該市町村等が当該利用者に対する保健福祉サービスを提供するために必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。

4 指定訪問看護を受けようとする者が主治医の所属する保険医療機関等又は介護老人保健施設（当該指定訪問看護を行う指定訪問看護事業者以外の者が開設するものに限る。）に入院中又は入所中である場合において、その退院又は退所に当たって、当該訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、当該主治医又はその所属する保険医療機関等又は介護老人保健施設（当該指定訪問看護を行う指定訪問看護事業者以外の者が開設するものに限る。）の職員とともに、当該指定訪問看護を受けようとする者又はその看護に当たっている者に対して、居宅における療養上必要な指導を行った場合には、初日の指定訪問看護が行われたときに、イの所定金額に2,800円を加算する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて当該加算を算定している場合は、算定しない。

注 訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該利用者の居住地を管轄する市町村等に対して、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該市町村等が当該利用者に対する保健福祉サービスを提供するために必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて訪問看護情報提供療養費を算定している場合は、算定しない。

4 訪問看護ターミナルケア療養費

(その他)

注 訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションが、在宅で死亡した者について、その死亡前24時間以内にターミナルケアを行った場合に算定する。

「保健婦、保健士」  
「助産婦」  
「看護婦、看護師」  
「准看護婦、准看護師」



注 訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションが、在宅で死亡した者について、その死亡前24時間以内にターミナルケアを行った場合に算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を算定している場合は、算定しない。

「保健師」  
「助産師」  
「看護師」  
「准看護師」